

千葉市の水路敷地占用料（令和4年4月1日改定）

占用物件		単位	占用料		
			令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から	
工作物等を設置する場合	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	1,200円	
	第2種電柱		1,800円	1,800円	
	第3種電柱		2,400円	2,500円	
	第1種電話柱		1,000円	1,100円	
	第2種電話柱		1,700円	1,700円	
	第3種電話柱		2,300円	2,300円	
	その他の柱類		100円	110円	
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円	2,100円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	11円	
	水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	44円	45円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		63円	64円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		94円	96円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円	130円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190円	190円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円		250円	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		440円		450円	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		630円		640円	
外径が1メートル以上のもの		1,300円		1,300円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年		2,100円	2,100円
工作物等を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	16円	16円	
	耕作地		農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額	
	工所用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	570円	650円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	160円	160円	